

基準30（増改築のために敷地を拡大する社会福祉施設）

市街化調整区域において、社会福祉法第2条に掲げる社会福祉事業（以下「社会福祉事業」という。）の用に供する施設（以下「社会福祉施設」という。）の増改築を行うため敷地の拡大が必要となる場合で、次のすべての要件に該当するもの。

- (1) 改正都市計画法施行日（平成19年11月30日。以下「改正法施行日」という。）前から適法に存し継続して社会福祉事業を行っているものであること。
- (2) 都市計画法第34条第1号の規定に該当しない施設であること。
- (3) 当該社会福祉施設の増改築は、改正法施行日前から継続して行っている社会福祉事業に供する部分を拡張するために行うものであること。
- (4) 敷地は、現在敷地として使用している土地をすべて含めたものであること。
- (5) 拡大敷地は、申請者（申請者が法人の場合は当該法人の役員でもよい。）が所有（登記済）しているものであること。
- (6) 拡大後の敷地面積は、改正法施行日時点における敷地面積の1.5倍を超えないこと。ただし、申請者が将来の施設拡張のために改正法施行日前から所有（登記済）している土地を拡大敷地とする場合については、この限りでない。
- (7) 増改築後の延べ面積は、改正法施行日時点における延べ面積の1.5倍を超えないこと。ただし、社会福祉に関連する法令等に基づく施設基準の改正に伴い、改正後の基準に適合させるため必要最小限の範囲内において増改築を行うものとして社会福祉事業の許認可権者等が認めたものについては、この限りでない。
- (8) 当該社会福祉施設の増改築に伴い許認可等が必要な場合は、申請者に対して当該許認可等がなされているか、又はなされることが確実であること。
- (9) 当該社会福祉施設の増改築計画について、社会福祉に関する計画、施策等及び都市計画の観点から支障をきたさないものであること。
- (10) 上記（7）ただし書、（8）及び（9）に関する事項について、あらかじめ関係機関（福祉及び都市計画部局）と協議をしていること。

平成25年 8月28日	平成25年度第1回開発審査会承認済
基準適用年月日	平成25年11月 1日

ア 「適法に存し継続して社会福祉事業を行っているもの」について

「適法に存し継続して社会福祉事業を行っているもの」とは、都市計画法は言うまでもなく、社会福祉事業に関連する法令等（以下「社会福祉関連法令等」という。）についても適法に存し現在まで継続して事業を行っているものをいう。

イ 社会福祉事業の許認可権者等について

社会福祉事業の許認可権者等とは、当該社会福祉事業を実施するために社会福祉関連法令等に基づく許認可が必要な場合にあっては当該許認可権者、また、社会福祉関連法令等に基づく届出が必要な場合にあっては当該届出の相手方をいう。

ウ 関係機関等との事前協議について

- ① 申請者は、当該提案基準に該当するものとして許可の申請にあっては、あらかじめ、(10)の事項について関係機関等と協議しなければならない。

② 申請者は、当該協議結果として少なくとも下記の内容を記録し、その写しを許可申請書に添えなければならない。

- ア) 申請者の住所、氏名及び連絡先
 - イ) 記録作成者の氏名及び連絡先
 - ウ) 対象施設の概要（施設名称、設置主体、設置場所）
 - エ) 協議の日時及び場所
 - オ) 協議機関等の相手方（担当者の氏名及び連絡先）
 - カ) 協議事項（(10)に関する事項）とその協議結果
- なお、協議記録の様式については任意とする。

エ 添付図書

- 1 理由書
- 2 位置図（縮尺1／2500）
- 3 土地利用計画図（縮尺1／100～1／500）
- 4 平面図（縮尺1／100～1／200）
- 5 2面以上の立面図（縮尺1／100～1／200）
- 6 申請者が法人の場合、法人の登記事項証明書、定款又は約款等
- 7 社会福祉事業に係る許認可証等の写しその他改正法施行日前から適法に存し継続して社会福祉事業を行っていることを証する図書
- 8 関係機関等（社会福祉部局及び都市計画部局）との協議記録の写し
- 9 その他、特別な事情がある場合は、これを説明するために必要な図書